

地域資源発掘型実証プログラム専門家派遣実施要領

30公東観地事第545号
平成30年9月6日
30公東観地事第1076号
平成31年2月15日
31公東観地事第542号
令和元年8月30日
2公東観地事第437号
令和2年9月14日
3公東観地事第462号
令和3年9月9日

第1 目的

地域資源発掘型実証プログラム事業（以下「実証プログラム事業」という。）に採択され、実施された事業の自立的かつ継続的な取組に対し、要望に応じた専門家を派遣し、指導・助言を行うことでより一層の事業拡大やさらなる観光振興を図ることを目的とする。

第2 専門家の派遣対象

1 派遣対象者

地域資源発掘型実証プログラム事業（以下「実証プログラム事業」と総称する。）平成25年度から令和2年度までに採択され、本年度は「地域資源発掘型実証プログラム事業継続支援助成金交付要綱」で助成金の交付を受けず、代わって、人的サポートを希望する企画提案者（以下「企画提案者」と総称する。）。

第3 専門家の派遣

1 専門家の委嘱

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」と総称する。）は、企画提案者と協議の上、要請内容に適している専門家を決定し、委嘱する。

2 専門家の任務

- (1) 実証プログラム事業における営業活動や販路拡大に係る指導や助言
- (2) 実証プログラム事業の経営的計画策定等に係る指導や助言
- (3) 情報の発信等、広報に係る指導や助言
- (4) その他、プログラム事業全般に関連した指導や助言

3 派遣回数

1団体等当たり原則12回以内とする。（原則72時間以内）

4 派遣人数

原則1団体等1名

5 派遣期間

派遣先決定後から令和4年（2022年）9月30日まで

第4 派遣要請に関する手続き

1 派遣要請

専門家派遣要請を行おうとする者（以下「派遣要請者」という。）は、専門家派遣要請

書（第1号様式）及び実施計画書を財団に提出するものとする。

2 派遣先の決定

財団は、企画提案者からの派遣要請に基づき、その内容を調査・審査の上、派遣団体等を決定するものとし、専門家派遣決定通知（第2号様式）により派遣団体等に通知する。

また、派遣しないと決定したときは、その旨を専門家派遣不採択通知（第2号様式の2）により派遣要請者に通知する。

3 派遣日等

専門家は、派遣団体等と協議の上、実施スケジュールを作成し、派遣団体等及び財団へ提出する。

第5 実績報告

- 1 派遣団体等は、本事業終了後、実施報告書（第3号様式）を作成し、財団に報告する。
- 2 専門家は、本事業終了後、実施報告書（第4号様式）を作成し、財団に報告する。

第6 実施報告書

- 1 派遣団体等は、本事業終了後、専門家派遣の概要をまとめ実施報告書概要版（第5号様式）を作成し、財団に報告する。

第7 謝礼金等の支払い

財団は、派遣団体等及び専門家からの実績報告を確認のうえ、財団外部講師謝金支払基準要綱に基づく謝礼金を支払うものとする。また、天災事変等に基づく派遣団体先への交通に係る旅費の実費弁償等、財団が必要と認める場合、実費を支払うものとする。

第8 その他

- 1 派遣団体等が専門家に対し、派遣決定通知で決定したアドバイスの事項以外の業務を要求した場合、専門家の派遣を中止する。
- 2 その他この要領に規定する事項に疑義が生じた場合及び本要領に定めのない事項については、財団理事長が定める。